

(6) 課税標準の特例に関する調

(千円)

区 分		法第702条第2項かっこ書の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額							
		法第702条第2項かっこ書							
		第9項（日本放送協会）	第10項（日本原子力研究開発機構）	第11項（登録有形文化財等）	第23項（農業・食品産業技術総合研究機構）	第24項（関西国際空港株式会社）	第26項（信用協同組合等）	第27項（水資源機構）	第29項（中部国際空港）
宅地等	宅地	72,280,914	-	6,745,590	1,438,735	18,532,104	-	-	2,419,473
	その他	2,433,806	-	-	8	5,344	-	-	-
農地		7	-	-	-	-	-	-	-
土地計		74,714,727	-	6,745,590	1,438,743	18,537,448	-	-	2,419,473
家屋		39,271,045	10,907,366	4,371,071	25,987	-	95,320,944	-	97,438
合計		113,985,772	10,907,366	11,116,661	1,464,730	18,537,448	95,320,944	-	2,516,911

(千円)

区 分		法第702条第2項かっこ書の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額			法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額				
		法第702条第2項かっこ書			法附則第15条				
		第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	第32項 (自動車安全運転センター)	第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	第2項 (倉庫)	第13項 (外資埠頭公社の特定用途港湾施設 (H10.3.31まで取得分))	第28項 (大規模改良停車場建物等)	第29項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	第33項 (高齢者、障害者等の移動円滑化停車場建物等)
宅 地 等	宅 地	-	-	-	-	27,748,405	-	-	-
	そ の 他	-	205,349	-	-	-	-	2,342,720	-
農 地		-	-	-	-	-	-	-	-
土 地 計		-	205,349	-	-	27,748,405	-	2,342,720	-
家 屋		-	-	-	-	396,611	4,126	254,425	641,363
合 計		-	205,349	-	-	28,145,016	4,126	2,597,145	641,363

(千円)

区 分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額							
		法 附 則 第 15 条							
		第36項 (PFI公共 荷さばき施設)	第37項 (PFI一般 廃棄物処理施設)	第39項 (民間資金 等の活用による公 共施設等)	第40項 (認定都市 再生事業)	第42項 (成田国際 空港)	第43項 (国立大学 法人の校舎)	第44項 (指定特定 重要港湾に係る港 湾施設)	第45項 (都市鉄道 施設等)
宅 地 等	宅 地	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
農 地		-	-	-	-	-	-	-	-
土 地 計		-	-	-	-	-	-	-	-
家 屋		-	1,073,241	1,892,893	13,334,797	-	73,621	4,982	1,120
合 計		-	1,073,241	1,892,893	13,334,797	-	73,621	4,982	1,120

(千円)

区 分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額							
		法 附 則 第 15 条							
		第47項(外資埠頭 公社の民営化会社 に係る承継特例)	第49項(郵便事 業・郵便局株式会 社)	第50項(日本電気 計器検定所)	第51項(日本消防 検定協会)	第52項(小型船舶 検査機構)	第53項(軽自動車 検査協会)	第54項(鉄道再生 事業)	第55項(鉄道再構 築事業)
宅 地 等	宅 地	-	254,979,051	2,341,708	11,298	293,628	2,965,149	-	-
	そ の 他	-	475,675	-	-	-	12,389	-	-
農 地		-	-	-	-	-	-	-	-
土 地 計		-	255,454,726	2,341,708	11,298	293,628	2,977,538	-	-
家 屋		-	185,786,350	-	258,300	-	125,916	-	-
合 計		-	441,241,076	2,341,708	269,598	293,628	3,103,454	-	-

(千円)

区 分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額				改正法の規定によるもの平成21年改正法附則第11条			
		法 附 則 第 15 条	法附則第15条の2	法附則第15条の3			第2項	第3項	第4項
		第57項(重要無形文化財の講演施設)	第2項(三島特例)	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限る)	第2項(旅客会社等に係る基盤整備事業)	旧法附則第15条第2項(倉庫)	旧法附則第15条第45項(地下駅火災対策施設)	旧法附則第15条第46項(地下街等の洪水時避難施設)
宅 地 等	宅 地	19,428	2,998,278	4,202,096	20,254,037	-	-	-	-
	そ の 他	-	2,118,592	84,798,305	109,410,517	-	-	-	-
農 地		-	-	-	-	-	-	-	-
土 地 計		19,428	5,116,870	89,000,401	129,664,554	-	-	-	-
家 屋		3,321	9,432,387	3,578,736	9,942,763	362,022	3,564,450	-	-
合 計		22,749	14,549,257	92,579,137	139,607,317	362,022	3,564,450	-	-

(千円)

区 分	改正法の規定によるもの平成20年改正法附則第16条				改正法の規定によるもの平成19年改正法附則第8条		改正法の規定によるもの平成19年改正法附則第11条	
	第2項				第4項	第2項	第3項	第2項
	旧法第349条の3 第25項(日本電気 機器検定所)	旧法第349条の3 第26項(日本消防 検定協会)	旧法第349条の3 第27項(小型船舶 検査機構)	旧法第349条の3 第28項(軽自動車 検査協会)	旧法附則第15条第 15項(外資埠頭公 社の特定用途港湾施設 (H18.4.1~H20.3.31 まで取得分))	法第702条第2項 かっこ書第30項 (特定信用協同組 合等以外の信用協 同組合等)	法第702条第2項 かっこ書第30項 (特定信用協同組 合等(合併分))	旧法附則第15条第 2項(倉庫)
宅 地 等	宅 地	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
農 地	-	-	-	-	-	-	-	-
土 地 計	-	-	-	-	-	-	-	-
家 屋	118,151	-	691	198,481	24,770	78,450,126	9,834,207	5,407,904
合 計	118,151	-	691	198,481	24,770	78,450,126	9,834,207	5,407,904

(千円)

区	分	改正法の規定によるもの平成19年改正法附則第11条	改正法の規定によるもの平成18年改正法附則第20条		改正法の規定によるもの平成17年改正法附則第10条			改正法の規定によるもの平成16年改正法附則第19条	改正法の規定によるもの平成15年改正法附則第18条
		第3項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第3項	第3項
		旧法附則第15条第53項(地下街等の洪水時避難施設)	旧法附則第15条第18項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.4.1~H18.3.31まで取得分))	旧法附則第15条第39項(大規模改良停車場建物等)	旧法第349条の3第39項(社会保険診療報酬支払基金)	旧法第349条の3第40項(自動車安全運転センター)	旧法附則第15条第3項(倉庫)	旧法附則第15条第3項(倉庫)	旧法第349条の3第28項(日本電気計器検定所)
宅地等	宅地	-	4,735,356	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	4,735,356	-	-	-	-	-	-
家屋		-	971,169	303,219	1,966,042	-	4,918,904	76,730	434,462
合計		-	5,706,525	303,219	1,966,042	-	4,918,904	76,730	434,462

(千円)

区分		改正法の規定によるもの平成15年改正法附則第18条			改正法の規定によるもの平成10年改正法附則第13条第2項	改正法の規定によるもの平成7年改正法附則第12条			
		第3項				第3項			
		旧法第349条の3第29項(日本消防検定協会)	旧法第349条の3第30項(小型船舶検査機構)	旧法第349条の3第31項(軽自動車検査協会)	旧法附則第15条第19項(指定法人等大規模外易埠頭)	旧法第349条の3第27項(農業・生物系特定産業事業研究機構)	旧法第349条の3第30項(日本電気計器検定所)	旧法第349条の3第31項(日本消防検定協会)	旧法第349条の3第32項(小型船舶検査機構)
宅地等	宅地	-	-	-	12,618,329	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	-	-	12,618,329	-	-	-	-
家屋		-	375,865	1,406,041	1,013,779	168,412	85,947	-	108,752
合計		-	375,865	1,406,041	13,632,108	168,412	85,947	-	108,752

(千円)

区 分		改正法の規定によるもの平成7年改正法附則第12条	合 計
		第3項	
		旧法第349条の3第33項(軽自動車検査協会)	
宅地等	宅 地	-	434,583,579
	そ の 他	-	201,802,705
農 地		-	7
土 地 計		-	636,386,291
家 屋		428,059	487,016,986
合 計		428,059	1,123,403,277